

輸送ソフトウェアにあっては、特許協力条約第...  
この告示は、平成十九年一月四日から施行する。  
ただし、第一条の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

附則

この告示は、平成十九年一月四日から施行する。  
ただし、第一条の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

○特許庁告示第八号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十三条第一号ロの規定に基づき、平成十七年特許庁告示第四号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第一号ロに規定する電子証明書を定める件)の一部を次のように改正する。

平成十八年十二月二十六日

特許庁長官 中嶋 誠

第一号中、規則第一二条第一項第二号イを工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」という。第十三条第一項第一号イに改める規定するものを除く。)の下に、あつて、特許庁の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて通信できるものを加える。

第二号を次のように改める。

二 前号に掲げるもののほか、国際事務局(千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二條(xix)の国際事務局をいう。)

この告示は、平成十九年一月四日から施行する。  
○特許庁告示第九号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十條の二第二項ただし書の規定に基づき、特許庁長官が定める場合を次のように定め、平成十九年一月四日から施行する。

附則

この告示は、平成十九年一月四日から施行する。  
○特許庁告示第九号  
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)第十條の二第二項ただし書の規定に基づき、特許庁長官が定める場合を次のように定め、平成十九年一月四日から施行する。

平成十八年十二月二十六日  
特許庁長官 中嶋 誠

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(以下「規則」という。第十條の二第二項ただし書の規定する特許庁長官が定める場合は、国際事務局(千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二條(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)が交付する電子計算機ソフトウェアを用い、かつ、国際事務局の使用に係る電子計算機から入手した電子証明書を使用し、規則第十條第五号に掲げる特定手続を行う場合とする。

○国土交通省告示第五百二十八号

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)第三十一條の規定に基づき、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令第三十一條の有害液体物質を定める告示(平成六年運輸省告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。

平成十八年十二月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

本則中「又は」を「、」又は「、」に改める。

○国土交通省告示第五百二十九号

土地区画整理法、昭和二十九年法律第百十九号第七十一條の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更(第二回)及び事業計画の変更(第二回)の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十八年十二月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

- 一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構
- 二 事業施行期間 平成十二年三月十三日から平成三十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 千葉県流山市大畔字割内、市野谷字入台、字後山、字宮尻、字一反田、字牛飼沢及び字牛飼並びに東初石六丁目目の全部の区域並びに大畔字向山、字小坂及び字南割、三輪野山字向原、西初石五丁目、西初石六丁目、市野谷字芋久保、字三嶋、字向山及び字立野、野々下

- 一丁目、美田、東初石三丁目、東初石五丁目、十大夫、駒木並びに駒木字上駒木、字駒木橋上、字中橋上、字中溜上及び字堂台の各一部の区域
- 四 土地区画整理事業の名称 流山市計画事業
- 五 事務所所在地 千葉県流山市駒木百七十六番地
- 六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 平成十二年三月十三日
- 七 施行規程の変更(第二回)及び事業計画の変更(第二回)の認可の年月日 平成十八年十二月二十六日

○四国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。  
その関係図面は、平成十八年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成十八年十二月二十六日

人事異動

内閣府

願に依り税制調査会委員を免ずる 本間 正明  
願に依り食品安全委員会委員を免ずる(以上十二月二十一日) 寺田 雅昭  
願に依り沖繩振興審議会委員を免ずる(十二月二十二日) 郷 通子

岩手県

○監査委員選任 川村農夫委員は、十二月十一日辞職し、同月十二日次の者が選任された。  
監査委員 中平 均  
香川 県  
○監査委員選任 石川綱治委員は、十二月十七日任期満了し、同月十八日次の者が選任された。  
監査委員 鍋嶋 明人

○気象庁告示第十三号  
津波に関する海上予報及び海上警報の発表形式(平成四年気象庁告示第四号)の一部を次のように改正し、平成十九年一月一日から適用する。  
平成十八年十二月二十六日  
気象庁長官 平木 哲

第七条の表中、「北海道西部統制通信事務所」及び「北海道東部統制通信事務所」を、「第一管区海上保安本部警備救難部救難課」に、「北九州統制通信事務所」を、「第七管区海上保安本部警備救難部救難課」に、「第十一管区海上保安本部通信所」を、「第十一管区海上保安本部救難課」に改める。

四国地方整備局長 北橋 建治  
図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所  
島二〇五〇番二二まで  
供用開始の期日 平成十八年十二月二十六日

新 横浜市 旧  
横濱市 (病院経営局長) 岩崎 榮  
病院長 技術史員 (十月十六日)  
原 正道 (十一月十六日)

叙位・叙勲  
○叙位 (千葉大学名誉教授) 齋藤 光  
正四位に叙する 高原 齊  
(九州大学名誉教授) 池谷 弘四 出口 康彦 八木 静夫  
從五位に叙する(各通) 宮田 昌佳  
從四位に叙する 正六位に叙する 榎垣 一 宿谷岩之助  
中村 宗盛 成田喜久彌  
從六位に叙する(各通)